

特定少年について検察官送致決定がなされた事件について、改正少年法に基づく特定少年の実名等の公表及び推知報道に関する会長談話

2021年（令和3年）5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日から施行された。

少年法は、少年が成長発達途中にある未熟な存在であることから、その健全な育成を図ることを目的としている（同法1条、以下同じ）。そして、改正前の少年法は、少年の更生や社会復帰を阻害するおそれが高いことから、氏名、年齢、容ぼう等により当該事件の本人と推測できるような記事又は写真の出版物へ掲載（以下、「推知報道」という。）を一律に禁止していた（61条）。しかし、改正少年法では、18歳以上の少年（以下「特定少年」という。）のとき犯した事件について家庭裁判所の検察官送致決定を経て公判請求された場合に、推知報道の禁止が解除された（68条）。

本年4月8日、同法施行後初めて、甲府地方検察庁が、甲府市内で特定少年が起こしたとされる事件を公判請求し、その少年の実名を公表した。検察庁の公表を受けて、多くの報道機関が当該特定少年の推知報道を行った。

茨城県においても、本年5月10日及び12日、特定少年が起こしたとされる事件（以下、「本件各事件」という。）について、水戸家庭裁判所において検察官送致決定がなされた。本件各事件について今後公判請求がなされれば、68条の文言上は、報道機関が推知報道を行うことが可能となる。

当会は、2015年（平成27年）7月8日付け「少年法の『成人』年齢引き下げに反対する会長声明」、2019年（平成31年）4月5日付け「少年法の『成人』年齢引き下げに改めて反対する会長声明」及び2021（令和3）年4月1日付け「少年法改正案に反対する会長声明」において、18歳、19歳に対する推知報道解禁を含む少年法改正に反対の立場を表明した。また、当会も構成員である関東弁護士会連合会は2021年（令和3年）4月30日付け「少年法等の一部を改

正する法律案の内容に強く反対し、廃案を求める理事長声明」において、日本弁護士連合会は2021年（令和3年）5月21日付け「18歳及び19歳の者に関する少年法改正に対する会長声明」において、いずれも推知報道禁止の解除について反対の立場を表明している。

検察庁の実名公表及び報道機関等の推知報道は、仮にそれが当初は紙媒体等によってなされたとしても、その内容がインターネットのサイト上で取り上げられれば、当該情報がインターネット上に拡散して残り続ける。さらに、最高裁判所第三小法廷平成29年1月31日決定（民集第71巻1号63頁）が、検索事業者に対し5年前の前科についての報道に関するウェブサイトのURL等を検索結果から削除することを求めた事件において、「本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」として削除を認めていないことなどからしても、不特定多数の者が当該情報を容易に検索しうる状態が半永久的に続く恐れがある。推知報道の禁止がデジタル社会の現代において持つ意義は大きい。

したがって、少年については、これまでどおり、推知報道一律禁止を貫くべきであって、推知報道禁止を一部解除する改正少年法68条は、本来は削除されるべきである。

また、改正少年法の下においても、特定少年であれば無条件に推知報道が許されるようになったというわけではない。特定少年も少年であり、少年法が目的とする少年の健全育成の趣旨は妥当する。特定少年に関する推知報道の解禁は、特定少年に犯罪者の烙印を半永久的に押し続ける結果となり得るので、特定（元）少年が社会内で正業について立ち直ることを阻害しかねない。当該（元）少年の更生が著しく妨げられれば、再犯可能性を高めることにも繋がりかねない。これでは、少年法の健全育成の趣旨を没却してしまう。

よって、当会は、改正少年法68条が削除されるまでの間、関係機関に対し、次のとおり要請するものである。

第1 検察庁に対し

推知報道禁止の一部解除は当該特定少年の更生可能性を著しく妨げ、ひいては再犯可能性を高めることになりかねないことから、検察庁は、改正少年法の下での実名公表について、慎重に検討した上で行うべきである。

改正少年法が施行された本年4月1日以降、新潟地方検察庁は自動車運転死傷行為処罰法違反（危険運転致死罪）で起訴した特定少年について、また、千葉地方検察庁は強盗罪等で起訴した特定少年について、実名を公表しなかった。これらの事例は、検察庁において、少年法の目的に十分配慮し、個別事案ごとに特定少年の実名公表を検討した結果として評価できる。

第2 報道機関に対し

改正少年法の衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議が、「インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」としていることからしても、報道機関は、推知報道が少年の改善更生や社会復帰を阻害する危険性を有することに鑑み、検察庁が公判請求後に特定少年の実名を公表するか否かに関わらず、特定少年について推知報道の必要性・相当性について、慎重に検討、判断することが求められる。

2022年（令和4年）5月13日

茨城県弁護士会

会長 亀田 哲也